



2023年 5月22日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 長 栄  
代 表 者 名 代表取締役社長 長 田 修  
(コード番号：2993 東証スタンダード市場)  
問 合 せ 先 上席執行役員統括本部長 田中 直樹  
(TEL. 075-343-1600)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、定款の一部変更について2023年6月29日開催予定の第35期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

当社は 2018 年より執行役員制度を導入しておりますが、コーポレートガバナンスの一層の強化、経営の意思決定の迅速化、業務執行機能の充実及び取締役会の監督機能強化を図ることを目的に、2022 年より執行役員制度を変更し、役付執行役員を選定することといたしました。

さらに、2023 年 6 月 29 日付けで役付取締役を全面的に廃止することに伴い、現行定款の「取締役社長」の表記を「代表取締役」に統一するものです。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2023 年 6 月 29 日 (予定)
定款変更の効力発生日	2023 年 6 月 29 日 (予定)

以上

(別紙) 定款変更の内容 (下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定する。また、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 (削除)</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>